KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

73
6485

73
6485
特
73
6485
旧番
7008
ヲ改メ

和学講談所
玉口蔵文庫

序

帝国文庫

福岡市立図書館蔵

牧齋宰相定基卿（後中納言）八有識古実の差たるに
ましてはの亀鑑とへく侍る朝廷まします甚三位
用ひさせ給ふ予弱冠の時京都より至る中院内府通茂
公大納言通躬卿の和歌の門人なる故に学び侍る所
定基卿（通茂公の別号）其比能へも常に来りて和謌しまれ
まします識の人なり（識の字は識に通ず）尋問ありし事ども
大抵覚えしかども今さら遺恨なる
ものなるに仍て書写の一冊とするぬ
宝永五子の年浮生の日記とめて
（伯耆守の別号）
岩垂宇美

有馬氏倫（三庫頭か例か）の所蔵の古文書の写を拝見する機会を得た。一覧致すべきものと存じ、[illegible]

[illegible]

奉行人連署の[illegible]　伯耆守[illegible]

[illegible]

宰相殿（有馬晴信か）　[illegible]　金城[illegible]

[illegible]　一本[illegible]　金城

[illegible]　相公の[illegible]

[illegible]　連城の[illegible]

[illegible]

秘め置くべきものなり

[illegible]　[illegible]

[illegible]　有馬玉の様と名乗り

小宮山昌世書

玉の杯

一位記の儀古代ゟ之事ゟ無之
毎度請ゟ二百年餘以来訴世ゟ出ル
成上稀ゟ請ゟ輩も有ゟ百年餘以来
近代武家位記請ゟ後
ゟ以ゟ其時の情実今出川大納言
関東ゟ下ゟ節ゟ
方ゟ今堂上ゟ
ゟ位記ゟ

是位記のゟいわれ

後光明院の御宇五千年

公爵ゟ
宣秀男

位記ゟ成上

禁中

位記ゟ

是位記ハ平竟ゟ位の御文の格式ゟ

関白左右大臣内大臣大中納言弁官並判をすゝ其外
位昇進の人々ならるゝ事ハ右の外ハ宣宣旨とゝ
昇進の進の字セウジンと濁しなる事　三字濁り
なるべしすみ〳〵濁るべしハ無用なれ
一名目抄の中に譲位踏祚と崩御の御忌者〳〵
ゝなるべしなり　先帝崩御の時之なゆゑ
先踏祚なるべし　先帝崩御後譲位なるべ
譲位なるべし崩御後譲位なるべ
祚なるべし式正の時ハ即位なるべ
初世の時帝五三年もゝ即位の礼なるべ

即位ハ當今位なる事ハ天下の人も知しる
なるべし親王

一職原抄に後陽成院の御字数多博士に至て
題号ハ此御の上皇ハ此御号ハ二色三色まも濃者し
ハ不苦一皇ハ相違なるべ大なる濃心
後陽成院百年平安ハ無別唐職ハ名もも
世なる引合なるべ不如其謂ハ唐の官職ハ主の号
なる遠ハ　我朝ハ官職の後延喜式なる設なる
なる不設

一今の代に廣蓋と戸数ハ元ハ衣箱なる者なり

并成程衣箱と申事は古来有之候其始ハ御用ひ小袖
なとを入る物世人の器にて当代ハ蓋もあり挿ミ用ゆる衣箱
ぐ式法も有之よし申伝有之

一束帯の時上下帯ひ太刀柄巻不申ゆへ帯する時ハ柄巻
ゆへ軍用の為に又陰陽の太刀と申す世俗にみだれ又一切
無之筆ハ清府の太刀エフの太刀を訓ひ秘事陰陽にて
柄を巻へき物ゆへ陰と云　柄を不巻を陽と号く此との大事
秘書遊びにて　平家物語に有る余の宮兼御所へ討手の
事なりし時　長谷部信連か承府の太刀なりと知るも
知り候て信もせるとありて御所に柄を巻たる太刀　今世俗太刀とも
を承府の太刀と申ひ衛府衣冠束帯の時ハ柄を巻たる
常のよし

一大学寮にて其時の実名一字有之候ハ常の事ながら
唐の一字名ゆへ表して其時の学寮の役人を一字書ひ
役を勤る外を勤る人ハ常々

一忠助と書る名を字ゆへ忠覚と読ひ候ハ元来忠覚
ゆへ漢有之忠助と字ゆへ読ひ候ハ　たゞこととある事
上より有る実名故読ゆへ役にして　たること候ひ

一剣棚の儀ハ古来よき有之ことに候　並古代ハ無之こと
移る事小堀遠江守殿一すぢにまかせ候様　仙洞へ

献上仕候其上ニ　後水尾院の思召ニて遠州の風ヲ
すき紙ニ添削なされ此造せられて右の冊棚を
奉献ニて書棚のごとく上る狛犬ゆゑ此度の
始末の場ニ及ぶ中ニ至るまてに
一宣命のてかきといふ事ハ　芸但大臣の
節会ニ大中納言ハ遣て書の様ニ此のせるてい
一伏見殿ハ太平記の時ハ持明院殿のことなり
芸其頃ハ伏見殿ハ代ハ知ぬ
一殿上人といふ事ハ　芸中将か左右中弁ハ殿
上人とも　桂家の家頼ハ堂上出入し地家方の百仕と家

来ハ桂ハ　殿の御お遣ハ　芸同姓の人ハ
桂家の二男三男ハ勤仕の人の者ハ　桂家の人ハ識の道
公ハ　地て禁中の政節会ハ公卿ハ等ハ
ハ　ヤケコト　ハ
桂ハ　右家頼の面ハ其人ハ対ハて形ハ
堂上ハ　ハと言ハ
一後深草院ハ　ごふかさのゐんと濁ハ
一四姓の爵ハ　芸四姓の爵ハ源氏
平氏藤原氏　橘氏ハ四姓の中ハて五位ハ　人
正月五日の夜節会の時一家ハ一人ハ　所詰ハて
ハ　氏の長者と云ハ　右四姓の家嫡の人と云氏の

濃ゆるをもて奏ぜらるるは長者ゆゑ宣とす　当時将軍家源氏長者の所成なり

一白川殿の門侍なる門侍の中に頭をもて今の世は長橋の
局と申す　其一白川殿門侍　源門侍　藤門侍と氏と
なる四人の門侍なり　此門侍ともなり

一天子の御子親王と申す　三下の御子　云云
信仁親王　尊子皇子　親王の四子
五代迄諸王　五代過ぎて源の姓を賜り庶人
なる　先に通例　庶人の所成　四位又は三位
の中将なる所成　大臣大将なる

一京極宮殿　八宮殿　桂宮　豊臣大閤の中上なる故　先定なり
伏見殿代　有栖川殿　京極殿　高松殿　親王
家　親王家　親王　天子なる　きと云ふなり　親王
なる　六代目なる　嫡子　諸王なる　庶民なる
なる　なり

一侍従　侍従　侍従　侍従　侍従
免さるる　天子の御側近く　侍従の人なり

三位　四位　五位　殿上

武家にて小性納戸の類なり

一舎人とはいふ　是古は位につかぬ童にてありといへる童のことなり上古は内舎人なとゝ云て御側に勤也忠仁公并才良門なとも内舎人より段々高官に昇進せられし　又源内藤内なとゝ申も内舎人より四姓の第我姓をよせて申也　平内橘内なとも同事にて左兵衛尉なと申いふは源内左馬藤内左兵衛尉なとゝ申也　太郎四郎の人右兵衛尉なとゝ称する太郎右兵衛尉次郎右兵衛尉なと申也　源内左馬と内の字接近はくなれは内舎人に見様まり兵衛尉も右の類にてある

一前官と式正の時書すと也　是は武に不出なり官を辞し位階は身に附てありとも武家の大名老中と成ては四位の侍従なり老中御免許なれは常の大名にて位も前の侍従にて居る也武家の官は位階同様に正也縦は四位の中少将にても禁廷の其職司りなき名斗にて一生在江戸なれは上古より武家も有位無官に職を賢　堂上の定例はいふ八省の司も同様なり

一公家の侍を見るに太刀帯するあるは太刀佩と帯も有と也いふ　是は古の大将中少将武家まても叙の役

[illegible]左右大臣大中納言武官を兼ねて帯剣する
[illegible]是を別に勅授帯刀と云ふ太刀を佩る事元
[illegible]左ふりたる帯剣なり武官を兼ねて
[illegible]伝て随身兵杖を
[illegible]想模[illegible]

一上位とは[illegible]公卿大中納言を行はれ
[illegible]勅[illegible]上位[illegible]宰相中将
[illegible]

一検非違使（検ケントハチテ唱ルハアシシ）とは[illegible]
[illegible]職の名なり左清の智仗所の[illegible]

大方兼官して検非違使の別当を奏職以上の任とす
[illegible]智写有の伝は摂[illegible]（写有と摂[illegible]賄賂の移曲と為れり）

一公達とは何れも[illegible]
摂家より[illegible]

一[illegible]前とは[illegible]

勅使と事の暮を帰[illegible]
[illegible]の使[illegible]

一清[illegible]

[illegible]

[illegible]清[illegible]
[illegible]摂家[illegible]摂政関白[illegible]
勅清[illegible]大臣[illegible]摂政関白[illegible]

故摂政家より出して位人臣を清花の家とし
給ふ也平家物語より高倉の宮と源義仲と
書位人臣を云なりと云なり 詳なり
一堂上方名字を判のめく書名を略いう
三位判と苗名を名字の二字略して苗字
を名とし何名字と苗名と中判也又二位を
名の字武家の実名を又判とやく云なり
故実行也但本の名字判なるの様なる二合と中かぬ
し例に右大臣二公大納言二合 此調也又父子
なるを一或に家僕なるを中位と不出二合也

也他人なるを長幼有り苗名と云ふ様なる
なるなるを紛らはしく今に未だ伝受するの様
なる松平なるを人なるを様なる
一姓の朝臣某朝臣なるを当こ云いう 二位此の様に
某の朝臣に参議なるを四位の人参議なる
某の朝臣なるを四位の参議なる位階を不出して
知る中山参議源朝臣 朝臣と云ふ三位の宰相なる
位四者書なる様の式三の時なる不出るなる 別
参議に大政官なるを云ふ所なり 陪
一天下の政を行ふ処を大政官の廳と中山 諸司の人

集まと称するの公家評定仕候ものとへ、当代関東の評定
所と申奉候ものすみかと云 **楊中**の相模守殿と申し候大国
書のとおりこれ越して当上のなりと
[illegible]

一朝臣ハ朝廷の臣と申すべく候 **芸**相臣ハ
戸と申して朝廷の臣と申べ、家柄なるべく候
戸主人の戸胥と申て人の種姓相模守殿数二十四家
相臣と第一の相模守殿 **越**前守殿 **飛**騨守殿 **越**後守殿
書戸山越前ハ姓氏を宿称と宿称ハ戸と申て越前守殿家来人
臣と申家ハ姓氏を主人ハ戸と申て検校殿の数姓氏
戸も数〻有〻戸の名〻姓氏も有〻赤深戸と申

一**楊**名〻助源氏物語にも出候 **芸**伝受〻称と長又楊名
の目(サイン)と云〻有〻ゆえ家柄 **芸**相好〻法師物にも楊名介の名出
候〻 **芸**楊名介伝受〻有〻て **芸**たと云〻上総介と
其国と申護せ候て其国の受領の名を得〻を楊名
介と云名を持〻其国の介と申ぬ〻て又同所世号
の介目と申候 **楊**名を介と申候 **楊**名介と申候
芸常陸上総上野十三ヶ国の守ハ親王の相模国の国司
と介の任守の官位勅〻 **楊**名介の国ハ三ヶ国と申る
中〻小中外〻有〻 **芸**家相伝と **上**総と **芸**と者と
右三ヶ国の介と **芸**器量と申て介と申と申候

忠清と付んとて日ても字と唱えしかなを加名をて
かみとさりとかとと中略―秘る傳受の所を世俗中
ゝ云ふ揚名の介除目の作り名ともいふ
一このゝ名傳受のよりて所いうゝるゝ所
云云とゝゝ和歌いくの世より易歌といふとゝて所ゝ
中ゝ傳受のてふても云ゝ倶繼ゆゝ習ゝ
梵中ゝ抜ゝ出ゝ中ゝ武忠宿ゝ直ゝ以ゝ酒ゝ中
云ゝ抜酒ゝ出ゝ中ゝ当ゝ所ゝ所ゝ中ゝ遣ゝ
源氏物語の揚名介のゝ忠宇和ゝ所ゝ
傳ゝ
臣ゝ忠宇ゝ
中略
○小右記ゝ揚名の関白と云ゝ自ゝ忠隆ゝてのゝふゝ

一大宰帥ゝ筑前ゝ国ゝ
九州二島のゝ号ゝ太宰の帥ゝ
職ゝ

一奉仕ゝ
人ゝ傳ゝ云云名ゝ傳ゝ
一天上の御簡ゝ云云殿上の間ゝ其ゝ職ゝ
云云ゝゝゝゝ殿上の御簡ゝ多ゝ勅筆ゝて
殿上の御簡ゝ其職の人ゝ撰ゝて其名ゝ

除ぶくと殿上の所簡ときこえたり

一北面の侍とはいふべきなれば　芸　白河院位を去りて後北の御殿より院政行て侍と聞えたる如

未だ古北面と呼て上下に侍る様相違なれ

ども院の御示に曰ふ所の北面と云異説所々に見北の御殿に仕へ侍る

對馬の北面と云説所々に見北の御殿に仕へ侍る

北面とは殿上の下の衆中也

一後とは　天子崩御　芸　甚過たる志なり

後法大師　後京極　是等古人ごと讀来る也

讀べし　後と讀べきは後鳥羽院　成恩寺殿

一爵とは位階也　芸爵位位五位下の格なり

上皇　天子の出家　五位六位　天子の出家不達して

大臣の中はきこえ　上皇の出家の叙爵

奏聞遂位記也上皇

一位記は漢音に讀べし　芸西園寺堂上の名

呉音に讀べし　位記は漢音に讀べし漢音にて呉音

何にても呉音に讀べし

一勲位とは武勇にて功有る四位

五位なども叙して被官職なるべし　芸人

弓馬の道をもつとめ[illegible]殿上の[illegible]殿を
[illegible]功によると位昇進して位階に二十階[illegible]
一加茂祭・春日祭の宣入と不文と唱るいく　[illegible]
唱は時に加茂祭とのみ宣不入と唱書物[illegible]
加茂の祭とのみ宣入る[illegible]
一八省の内中務省規模の[illegible]　[illegible]中務
省は中国この後如官等の[illegible]　天子を近く仕
[illegible]規模の[illegible]文官[illegible]勅授帯勅[illegible]
[illegible]大方大力と[illegible]兵部省[illegible]上下
達して威[illegible]

一五位の中務[illegible]　[illegible]五位の中務は関白家の子息
[illegible]の時五位[illegible]中務[illegible]摂家清花の子息
四位[illegible]中務[illegible]　相当四位の下[illegible]
皇子[illegible]源の姓を[illegible]下の列[illegible]一世の
源氏[illegible]人の子孫二世の源氏[illegible]一世二世の人
中納言の時[illegible]兼[illegible]中納言[illegible]規模[illegible]
又中宮の[illegible]と兼て三位の中務[illegible]清花の子息
[illegible]清花の子息中宮へ出入の[illegible]
兼[illegible]出入[illegible]家[illegible]
[illegible]清花[illegible]

小松殿惟盛中宮殿亮と右の新宰相殿と兄弟
其母の中宮は小松重盛の妹なれば惟盛のゐは伯母
なれば平家なれば惟清殿なり　其時は清盛殿へ
所領なり

一　おなじくこの頃おなじくこの頃　三位殿仮名字の書物
ふみ何たとえば玉葉のごとくたんとたまはる
字は初はとかねば何とかいこ開闔あり入る人の心
とかいふこと　このあひだの物語なり　源氏なれば
とかいふもあり　文たいとも何くも
あるといふもあるべし　あの年よさらるべ

清盛殿なり

一さんしやとは　三位殿即位のとき紙
ふみ清盛殿へ宣旨なり新宰相殿

一中将は六位の官要元服なり　三位の中将は四位
の中将　六位の殿上人　六位の殿上人
六位の官要元服なり

一十年学とは　三位十年学とは六位の人
十年新学とは五位なり　又六位の殿人は
地下なり成りをいやうは五位なるべきこと

一遷任とは　三位官の沙汰なり　中納言の人大納言

ふるまひとも

一三后といふ　皇太后宮　皇后宮　皇宮とも

一皇太后宮の讀いう　皇太后宮たいこうこうと讀む五条の三位俊成の名讀ゆう　皇太后宮大夫俊成ゆう讀む

玉葉にもあり

一尹の大納言といふ　尹は大納言の官　皇太納言にて瑞霊の尹は兼ねる官也

一官寮使といふ　皇古へ参議を寮使ふなる國と

ゆう護の政の長官を寮使ゆう　帰京ゆう又

参議の職を新任の政ふかる人の世関東にて

巡見として諸國へ出さるゝ国司也

一辯と侍従とは勝劣いふ　皇弁は位階侍従は官

ゆう近衛ゆう　皇大政官の機官ゆう日こふ

官也　天子の御側へ不寄侍従は親家の輩ふ世

ひゝ　殿上ゆう　天子の四例ゆう何分ゆう侍従ゆう

正侍従八人是殿上侍従と出侍従ゆう地侍従右ふ

同又酒肴侍従ゆう酒肴等ゆう大中納言ゆう時出ゆう

接待と云ふ此内八人侍従は大納言ゆう兼ねる此内紀

伊殿弁と参列ゆう

一史生官といふ　皇史生は弁の下位ゆう外記は表面の

事は記せる史生いまのうちに記せる又宮生い史の下なる
史生い右筆なりと皮帋い当書をなるべし

一六條本願寺を門跡となるといふ事は貢ぎなる御即位の禮相撲右
後鳥羽院の御宇初世なるべし　御即位の禮相撲右
なるべし　本願寺より金子を献ずるなり
四條天皇門跡となる歟　新後鳥羽院の時一度の情紙幸枝
宮家の時は　祝合一武本願寺へ出る　又より淮門跡
代々の祝なるべし　後鳥羽院無幸
行幸の時切目の王子なるべし　御即位一度の情命と世俗切目の
情命と云ふ　天下の名物なり

一源氏物語情命の図　穀と書くいかなるべきや　云
穀こめ　なるべし　地い河のやのあるべし　縮緬なるべ
なるべし　おもてい穀織と二字ふと書べし
延喜式に曰穀と一字なるべし　直衣にあるべ

一東宮春宮は二ありいかなる故なるや　云東宮い皇太子
の御身の上書なるべし　春宮坊なるべし　仕
は人春宮傅　大夫　亮　進　等なる人の
官名を書べし　春宮の宮の字は東宮　春宮同
なるべし

一東宮春宮　東春二字なるべし　又一ツのなるべ

訓に春の宮ともよみけり

一春宮傳といふ　是かしつきと讀けり東宮の御まもり
後見をしてまゐらする左右大臣最任せる賢良の
人を撰けり

一はりくらに布のもかう放免のつけ物　秘する傳受の生
ほいふなるをまて申ける　是もかうは纐角力の辭基の
よそりけり持まて申けり今の世俗にいふとぞ申けり帽額とおきて
ひろいかうしとぞ申けり金襴にとりて被りけると金帽額
とも申けり白練に獅子などを書つけたる獸形の帽額ともいく
志やうきぬのもかうとも申けり此もかうを當時水引と申なり

あやまりておこなふ事もかうに下に付たるを水
引と申けり放免の除目は神事の時かさりて馬に乗けり
おのこれ物にまとふ事に花なとを付たるを申けり

市の先年京都にて即位の儀見物の時見たりしは紫宸殿の正面に
獸形の帽額を付られたるを申けり　龍虎牛馬なとをかきつけたる
後は宮基なり　其くへいは十二支をかきつけたるを見けるのよし
傳へ申されけり

一侍讀文章昇殿とかかるは為す事にて申ける
天子へ物をおしへまゐらする人なり　是侍讀といふは
廿二字讀書數へあるよし出る間なれは
今は其しても物おしへまゐらするなり
学問などを教まゐらする昇殿の儒者文章昇殿侍讀とは笛箏
策筆などを御遊の藝等　地下人少々披露まてかんしまゐらす

一童殿とはいふ所の人をいふ　芸今の世の童(テンゴ)とは

一車の上もとはいふ所の物をいふ　芸車の欄(ランカン)はぐびき

ぐるまとする物なり

（欄　ぐびき　ぐるまの枝）

一弘安禮節に行の代出来る

所なり　芸陰字多院弘安年中の

一准三后の宣旨なくして

出来る所なり

一后より准后となる事なり　然て后の縁を准后といふ

なり其身なり准后なるを

日光門主なると准后　宣下者なるべし　禁裏御所准后

宣下者なるべし　奥向へ出入なるべし　天子御用なるべし

一儀同三司とは

なる所なり　芸職原抄にくはしく

出来る人なり　大臣の時

准大臣の　宣下なる准大臣の自称と心得べし　源氏三大

臣なる儀同とは云なり　自称なり　天子の御外戚な

なる仁家なる能く大臣なり　摂政大臣なり　上古公家なる

ひまなる仁大臣なる成る人　儀同三司なる所なり　公卿官名な

成る所

一文散位とはいふ　芸従一位の官名なる得べし

一小御所とは禁中をいふ所なり　芸将軍家の

紫宸殿に長橋の局此字あり 足利将軍京都に於て公家
日々の様々参内有之れ出来るにて今も有之将軍家
禁裡へ参らる時は休息所まて出入 紫宸殿にて成将軍の
御座也 敬て小御所とす謂ふ也
一柏原院は唱也 答 然しは原と読む也
一幼の字 天子凡人の読様違ひ有りや 答 天子は
ふ凡人はよしと読む也 但御様に従ひ給ふて会にて候
十神宮書にて読様の吟味有之哉 答 書にて読
時は神宮と上を清む也 唱る時は神宮と下を濁る也
一敷仙三條院女蔵人左近と申又小大君と申有之や

答 是は三條院の御時女蔵人にて有之 女蔵人は御所の
様の御時天子の御丈(タケ)を竹にて御測り卜部氏へ渡す 女官之
役也 三條院の女蔵人を左近とも云又小大君とも申し
小大君とも申は親王の姫君と然して小大君と申也
一秀賢の家は今いかにて候哉 答 私様家にて元
来外記にて候へ共 外記を譲らる 私様の様を称し堂上と
成られ申候 家康公源氏の長者に御成なされ清花
の様五摂家に不指合未だ好みにて古例に候通り御済節を
会ためし其節たゝりにて候 家康公よく思召し
公家に御制禁 奏せられ只今の如くに也

一如木とはいへ　芸行列より等履ふと拾ひ仕丁の肩をと
長者烏帽子をとり〳〵白洗をとり〳〵行列の先より立ル
但如木ハ太刀を佩赤白洗をとり右赤手袋を退紅ト花深の落
拾ふ又ハ

一吉田兼好と北面の侍と者者ハ　芸北面の侍と
有識の沙汰ハ兼好ハすでに上北面を花を侍
清大夫ハ下北面左を侍尉ハ士と
識の人ハ格の高遠地下ハ
一女房衆世間ハ千二ひと〳〵　芸衣各
五ツ衣と　当世ハ即位　年節今の時ハ
常ハ女官と下の装束ハ給仕

一今の世関東旗本の面〻清大夫ハ　侍所ハ部書状ハ
清大夫ハ　侍所ハ部ハ　侍所ハ部書
ト号ハ　芸成程清大夫ハ
侍と清大夫と　を叙爵と
侍所と　叙爵と書状ハ　叙爵ハ

一源氏物語の間ハ　芸束帯の
ハ又問直衣　芸束帯
ハ白衣　芸束帯以下ハ屋の装束
の清と　源氏物語ハ屋の

束帯に束帯の時は直衣冠なれば直衣のまゝにて
[illegible]
一院の御所にも冠めしかゝる　芸院に烏帽子なれば院参
所にも烏帽子なれば院のめしかゝる烏帽子なり
扨て平人の云々とは　院に烏帽
子よ小直衣にも用ゆ　親王にも用ゆ
一即位いつの月にかゝる　芸摂政なる月にかゝる
一禁中院の御所に女官の名目称する事　芸女官祖父
の友なれば大納言の嶋なれば大納言の典侍なれば
院なれば梅小路の局なれば親の称号なれば唱へ

一禁色とは　芸濃紫濃紅浅色の外禁色なる事
禁色なれば又同免色とは　芸中禁中紅袴紅袴
位なる輩の人に免ずゝ
一摂官四家のうちに摂官なる事　芸大臣は摂官の
節会に行事　宣命の奥に書る　宣命の書
様なる今の世は大臣の節会に
中ゝ[illegible]なる如今の世は大臣なれば　宣命に載らざる
一清涼殿は殿上人　芸禁中清涼殿坊のおもて
小青瓦玉砌の内なれば　太神宮も御宮の拍大なれば

加清様なる事なる神の社を樓中の宮殿よりなるべく
宮とする也

一石の帯鞆四角丸入交なる事なるべし　芸丸角入交て
何くも定当時なる事用ひなるの時ハ角鞆し丸ハ
用ひる角なる故ハ遠方なる也

一三種の神器の内宝剣ハ雄の作なる也　芸天目筒の神
なる事

一歳代の御ふとんハ冠の中なる白き糸をなる人者ハ
芸名代日新の糸なる根元日新なる事　泉山の大木なる
木のなるなる故
多くハ俗なサルヲカセなる也
不浄を去ること
神なるの御なる　大学令の時其なる
為に日行の糸とする也

結ひ中なる白紙練の糸を用ひる日新なる
神代の故実なる

一歳人なる事ハ俗の人なる事　芸歳人なる事ハ
なる人なる中ハ上古なる　天なる記録なる出
事なる天下の政務なる裁断なる　嵯峨天皇弘仁元年ハ
初なる職を内側なる仕大臣官の政を奏　叡慮の趣を
官人に伝下官人の奏事なる職なるの人なる
なる加　細密なる役なる事なる加なる事なる人なる
御なる事なる法なる御なる法なる
臣国なる事なる平御なる也　玉林淑常の事なる時の

位の二階を加へられ、また加へられし人の人数は義人の別当、
左大臣の位にて公卿の子孫相摸といふ職をもて殿上の
ぶい、叶はぬの職を奉りたる義人の所二人四位の殿上人の中
器量を撰ばれ大弁の員一人（是は所の中なれども弁官なり）中将の員一人（是は所の中なれども所に勤めなし）五位の義人三人当職より位に沈まず
昇進を常弁官なるべし参議より上は当職を迂
廻の仕勤解由次官八省の大少輔を兼任すべし所及五位の
義人ともに標茅を結ぶ六位の義人四人地下の諸大夫
是は極官と称ず四人の第一を極蔭といふ叶極蔭必ず
五位に叙ぜ其間は他官に任ぜず地下なれば位に沈む極蔭を
去て他官に不任新義人と成て四人の末より列り昇ぜ
大中納言に迄昇進すべし極蔭の次を義といふ
第三より姓を呼ぶ深義人義人義人といふ叶職　標中の
小事或は御膳部の一品奉行御膳　非義人員数なし
義人と称すべく昇進（殿上）御膳奉行御膳　叶
義人すべて義人と称ず叶職殿上の掃除をして大臣
仕りぬる方位の義人の間の間に叶ぬ器量よりて成り
勅撰の時いかるものも達人ぬ歌をのぶべく堪能なれば
歌の集に入り一流の地下のものぬ撰集を不入とする誤し
我ぬ不為るべし新官殿の雑法

注

一楽屋は百畳敷とあいく　是百畳の座を敷かゝ百畳敷
ゝ侍ゝ也又間をとりまの清潔いく　是いつれもよく出来
清潔なるべく也

一今の世堂上方にて古今伝受に成方諸人の和歌の添削
に成人を和歌示すも也いかゝ堂上方にて
なれば示す也　是和歌示す事　勅撰の時諸人の詠を集
らるゝ為なれば示す　左歌を堪能の
人を　作者計別尚は開闔と也甚時は尚く和歌示す
一日に一度も又所諸人の歌添削もいく　雅楽の門弟
も成ひめけの道風を尚世を堪能の人を和歌示すと也

歌を今の世和歌示さるゝ古今伝受のよる諸人の歌の添
削をいたすと甚人を示して和歌示すは門弟又歌示す
神戸に大内裏遷りの大内裏の時大内所と云ひ今は紫宸殿
催馬楽等の家を建て雅楽示是は諸の音楽を習
処なる和歌もうゝ雅楽も同じく加古遊ひ習
ひ也

一黒棚の上は戸棚位の間を入れ和歌習ふるのよし云いく
是は婚姻の時婦人の盃を敷のうへを輿は高は首より上
糸は琴を輿をとゝ庭なる通ると右の黒棚の中へ入る
盃敷のうへ赤深明王の符を貼る也言の伝を世に流

ゆゑに違棚へ入る事なし秘伝の極中の極と有けるなり

一黒戸の戸清濁の事 云清濁両様とも清て墨戸と

小松の御門いまた位に付せ給はぬ先に人にて在し時

御手つからせさせ給ひしとかやその間いとかしこき事なりとて

今の世の木すゝけたる黒戸といふ也小松の帝は 光孝

天皇の事也 今料理の事ありて今は黒戸なし

二間の本尊は[illegible] 二間は俗家の持仏の事御法物は

蓮花の絵也禁中の道場の所を奉れ申すにや蓮の絵也

一平家物語うつほ柱と有事 云今の俗にいふ戸

箱と云事を[illegible]

一同書に御殿の石灰壇とある事 石灰をかためて作る

又禁裏仙洞ともに有也 ・云是は殿の内の

殿上之所なり 御殿の御硯の箱を奉る所なり雑式

と申者は殿上にて雑式の事いたす 云今の世の所司町

奉行の下にて勤めるを雑式と云地下侍也 三条院の

御時但馬守国輔蔵人所の雑式と成しなり

一石の帯の事 有文巡方は文何と称す也 云獅子形ある数又

御所には石の数極りありとかや 云帯の図

丸六有方の事二ッ 其上の方を一ッ合て十一 後も前にも通り丸巡方

入る文なしは何と云かや 以是帯と申なり 有文は三位の人

[illegible]

[illegible]三位[illegible]位参議東常時の時と文政[illegible]用ル
四位[illegible]五位[illegible]迄用ル

一桃花葉　桃花葉葉[illegible]ハ[illegible]　[illegible]
書ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]　桃花葉葉[illegible]正[illegible]
[illegible]五位の清大夫の[illegible]用ル布の大紋[illegible]
紋の書ハ[illegible]　近世室町将軍家の常中
平日ハ大紋[illegible]　書紋[illegible]

一花の枝　短冊[illegible]　[illegible]ハ[illegible]短冊
[illegible]用ル

一祈雨　神[illegible]ハ[illegible]の毛の色[illegible]　[illegible]冊生の川上　其長[illegible]
[illegible]ハ[illegible]祈雨祈晴の棒[illegible]成り馬の毛色極[illegible]
[illegible]成程馬の毛色極[illegible]祈雨の時ハ黒馬　祈晴の時ハ白馬
一短冊　程[illegible]　[illegible]ハ[illegible]
[illegible]　[illegible]ハ下の分例[illegible]
[illegible]欲詞[illegible]　[illegible]の洞出長[illegible]
[illegible]　程[illegible]と書[illegible]

一半臂の上着　[illegible]ハ[illegible]着の[illegible]

[illegible]

一種にて装束のるい昔いにしへのかたちにかはらぬ
にしへのかたちのるい後世のるいの
後多和院より付て
[illegible]
[illegible]
像束帯の像付画師の書給ふ
一麹塵の御袍と極腦麹塵の御袍と
[illegible]

以行幸なと時のとき
[illegible]
[illegible]
[illegible]先年[illegible]郎と東山院近衛殿の座すると今の
関白へ行幸の[illegible]極腦麹塵の袍を[illegible]
[illegible]海[illegible]極腦[illegible]

右一巻文明五巳年冬東窓ゝ上主廣義ゝ所年

右一巻ハ伯家廣義ゝ許より借受る所年

寛政二庚戌年二月十五日　野島良温

玉枝一篇以野島良温所蔵謄写時

文化元二月二十一日也　福原克